

徳島県告示第四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和四年七月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 解除に係る保安林の所在場所
鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂三八の一四、四七の二
- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由
指定理由の消滅